

○さかたコンポ利用規約

(目的)

第1条 本規約は、酒田市が提供するサービス「さかたコンポ」の利用条件を定めるものです。

(定義)

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 本サービス 酒田市が運営するさかたコンポ及びさかたコンポに付帯するサービスをいいます。
- (2) ユーザー 本規約に同意し、本サービスの会員登録を行ったものをいいます。
- (3) アカウント ユーザーが持つ、本サービスを利用するための権利をいいます。

(必要環境)

第3条 本サービスの利用又は本サービスを通じた第三者が提供するサービスの利用には、インターネットへの接続が必要になります。いずれも通信料金はユーザーの負担となります。

(本サービス利用条件)

第4条 本サービスは、本規約のほか、適用される法令等を遵守している者に限り利用することができます。

- 2 ユーザーはアカウントを作成し、酒田市所定の情報を登録することで会員登録を行い、本サービスを利用できます。
- 3 ユーザーがアカウントを作成した場合、当該アカウントを使用して行われた諸手続き（設定情報の変更や退会手続き等）は、すべてアカウントを作成したユーザーにより行われたものとして取り扱われます。
- 4 会員登録は、個人に限り行うことができます。
- 5 以下の各号のいずれかに該当する場合は会員登録することはできません。また、酒田市が本サービスの登録申請者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、登録を拒否することがあります。なお、その理由は開示しません。
 - (1) 酒田市への登録事項の全部又は一部に虚偽があった場合
 - (2) 酒田市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条第3号に規定する暴力団員等である場合
 - (3) 既に本サービスに登録している場合
 - (4) その他、酒田市が登録を適当でないとして判断した場合
- 6 酒田市は、ユーザーが以下の各号に該当すると判断した場合、事前の通知・催告等を経ることなく、アカウントの利用制限や削除、また本サービスへのアクセスを恒久的又は一時的に停止することができるものとします。
 - (1) 本規約又は法令に違反した場合

- (2) 酒田市に提供した登録事項の全部又は一部に虚偽があった場合
 - (3) 酒田市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 10 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等であると判明した場合
 - (4) 第三者によるアカウントの使用が判明した場合、又はそのおそれがある場合
 - (5) 酒田市、他のユーザー又はその他第三者に損害を与え、若しくはそのおそれがある場合
 - (6) その他、酒田市がアカウントの停止が適切であると判断した場合
- 7 ユーザーは本サービスに登録するにあたり、以下の各号を遵守するものとします。
- (1) 本人の許可を得ることなく他人のアカウントを作成したりすることはできません。
 - (2) 個人用アカウントを複数作成することはできません。
 - (3) アカウントが酒田市によって停止された場合、酒田市の許可なく新たなアカウントを作成することはできません。
 - (4) アカウントの共有、譲渡及び貸与を行うことはできません。
 - (5) アカウントは自己の責任において大切に保管し、機密を保持します。ユーザーのアカウントが権限のない者等により利用された形跡に気づいた場合、ただちに酒田市に通知し、酒田市の指示に従うものとします。
- 8 ユーザーは、酒田市がユーザーによるアカウントの登録情報や本サービスの利用状況をもとに、ユーザーの趣向や利用傾向を分析し、統計情報（個々のユーザーを特定する情報は含まれません）を作成すること及び統計情報を公開する可能性があることを予め承諾します。
- 9 ユーザーは、本サービスより受け取る情報に広告が掲載される可能性やユーザーに酒田市からのお知らせ等が送信される可能性があることに同意した上で、本サービスを利用します。

(本サービスの変更・停止・終了)

第 5 条 酒田市は、以下のいずれかの号に該当する場合を含め、ユーザーへ事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部を変更、停止、終了することがあります。また、これらの措置によりユーザーに損害が生じたとしても、酒田市は一切賠償する責任を負いません。

- (1) 本サービスにかかるコンピューター・システムの点検、定期保守又は緊急保守を行う場合
- (2) コンピューター、通信回線、サーバー等が事故により停止した場合
- (3) 災害、停電、戦争、内乱、暴動、その他の不可抗力、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導、争議行為その他当酒田市の責めに帰することのできない事由により本サービスの運営が継続できなくなった場合

(4) システムに負荷が集中する等により、本サービスの運営に支障が生じると酒田市が判断した場合

(5) 第三者による不正アクセス等により、セキュリティを確保する必要性が生じた場合

(6) その他、酒田市が中断又は停止の必要があると判断した場合

(コンテンツの利用)

第6条 ユーザーは、コンテンツを個人的な利用のみを目的として閲覧するものとし、商業目的などで不特定多数にコンテンツを閲覧させることや、コンテンツを譲渡、複製、貸与、公衆送信などすること、又はこれらの行為を第三者に行わせることはできません。

(著作権等)

第7条 本サービス及びコンテンツに関わる著作権、商標権その他の一切の知的財産権及びその他の財産権はすべて、酒田市に帰属します。

(禁止事項)

第8条 ユーザーは、本サービスの利用にあたり、以下の各号の行為を自ら又は第三者を通じて行わないものとします。

(1) 本サービスの利用登録時に、登録事項に虚偽の情報を登録する行為

(2) コンテンツを著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて利用する行為

(3) 自動化された手段(情報収集ボット、ロボットなど)を使用して、本サービスにアカウント登録する又はアクセスする行為

(4) 酒田市又は正当な権利を有する権利者の著作権又は登録商標等の知的所有権を侵害する行為、若しくは侵害するおそれのある行為

(5) ユーザーのなりすまし行為(特定の人物・団体等を装う行為。第三者のアカウントを使用することを含みます。)

(6) 本サービスの不具合、バグ等を利用して、又は酒田市が許容していない方法で本サービスを利用することにより、本サービスのセキュリティを解除、回避等する行為

(7) 本サービスのネットワーク又はシステム等に不正アクセスする行為又は不正なアクセスを試みる行為

(8) 本サービスを本登録ユーザー本人以外の第三者に利用させる行為

(9) ユーザーの地位を第三者に譲渡、貸与する行為

(10) 酒田市の通信設備、コンピューター、その他の機器及びソフトウェアに不正にアクセスし、又はその利用若しくは運用に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為

(11) 差別的又は非合法的な行為

- (12) 本サービスの内外を問わず、他のユーザー、酒田市その他の第三者を誹謗中傷し、名誉、信用を毀損し、プライバシーを侵害するなど、他のユーザー、酒田市その他の第三者に危害又は迷惑を及ぼす一切の行為
- (13) 本サービスの運営又は管理に支障を及ぼす行為
- (14) 酒田市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条第3号に規定する暴力団員等への利益供与等に該当する行為
- (15) その他、本規約の違反を助長する行為、酒田市の信用を毀損する行為、酒田市の財産を侵害する行為、酒田市に不利益を与える行為、その他酒田市が本サービスの利用目的から鑑みて不適切と判断する行為

(個人情報保護)

第9条 酒田市は、ユーザーの個人情報を個人情報保護法及びさかたコンポユーザー情報取扱い規定に則り取扱います。

- 2 ユーザーは、さかたコンポユーザー情報の取り扱い規定を確認の上、これに記載されるユーザー情報の第三者提供につき同意するものとします。

(免責事項)

第10条 ユーザーは、さかたコンポの外部サービスのサービス内容、運用の変更又は会員が外部サービスの全部若しくは一部を利用できなくなることで、本サービスの全部又は一部の利用ができなくなる場合があることを予め了承するものとします。酒田市は外部サービスに関連してユーザーに発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

- 2 酒田市は、災害その他不可抗力(回線の輻輳、回線の障害、サーバーダウン等を含みますが、これらに限られません。)により生じた損失につき、何らの責任も負わないものとします。

- 3 酒田市は、本サービスの利用に際して生じた以下の各号に基づく損害については、一切の責任を負いません。

(1) 本サービスを利用できないことによる直接又逸失利益を含む間接の一切の損害

(2) 本サービスの利用により第三者との間で生じたトラブル等に関する一切の損害

(退会手続き)

第11条 ユーザーが退会を希望する場合は、酒田市所定の退会手続きを行うものとします。

- 2 ユーザーが退会手続きを完了した場合又はアカウントが停止された場合であっても、本規約は、なお有効とします。

(本規約の変更)

第12条 酒田市は、ユーザーへ事前に通知することなく、本規約の変更を行うことができるものとします。

- 2 酒田市は、変更後の本規約をインターネット上で公開します。

(準拠法)

第 13 条 本規約は、日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されます。

(専属的合意管轄裁判所)

第 14 条 本規約に関する一切の紛争については、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 12 日から施行する。

○さかたコンポユーザー情報取扱い規程

(趣旨)

第1条 本規程は、酒田市が提供するサービスである「さかたコンポ」におけるユーザー情報に関する取扱いを定めるものです。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 本サービス 酒田市が運営するさかたコンポ及びさかたコンポに付帯するサービスをいいます。
- (2) ユーザー さかたコンポ利用規約及び本規程に同意し、本サービスの会員登録を行ったものをいいます。
- (3) ユーザー情報 本サービスを通じて酒田市がユーザーから取得した情報をいいます。
- (4) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項で定める個人情報をいいます。

(情報の管理)

第3条 酒田市は、取得するユーザー情報に関して、漏えい、滅失又は毀損の防止、その他安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

2 酒田市は、取得するユーザー情報のうち、個人情報に該当する場合は、酒田市個人情報の管理に関する規程（令和4年訓令第27号）に基づいて管理します。

(ユーザー情報の利用目的)

第4条 酒田市は、本サービス利用者からお預かりするユーザー情報を次の各号の目的の達成に必要な範囲でのみ利用します。

- (1) ユーザーの属性及び興味関心事項に応じて最適なコンテンツを提供するため
- (2) ユーザーの属性及び興味関心事項に応じて最適な情報を提供するため
- (3) ユーザーが本サービスを円滑に利用できるようにするため
- (4) ユーザー情報を統計情報に加工して分析するため
- (5) 現在提供している本サービスの改善又は新規サービスの企画立案のため
- (6) 本サービスの不正利用防止のため（本人確認を行うことも含みます。）
- (7) ユーザーからのお問い合わせ等（本人確認を行うことも含みます。）への対応のため
- (8) キャンペーン等の抽選及び賞品や商品発送のため
- (9) その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的のため

(取得する情報)

第5条 酒田市が取得及び保有するユーザー情報は次の各号のとおりです。

- (1) ユーザーからの同意に基づき取得する情報 酒田市は、本サービスの提供にあたり、ユーザーが登録した情報を取得します。
- (2) 本サービス利用に伴い取得される情報 ユーザーの利用履歴、手続きやイベント等への申し込み情報、酒田市へ報告された情報等を取得します。
- (3) サービス提供やユーザー管理に必要な情報 ユーザーの登録情報や退会、停止等の本サービスを運営するうえで必要となる情報を取得します。
- (4) 技術的情報 ユーザーが本サービスを利用する際に、ユーザーが利用する機器情報（ブラウザ、OS等）、Cookie、IPアドレス等の技術情報を取得します。なお、酒田市では、本サービスの利用状況の把握・品質の向上を図るため、Google アナリティクスを利用しています。

(ユーザー情報の第三者への提供について)

第6条 酒田市は、取得したユーザー情報を市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を行う市長を含む。）、酒田市教育委員会、酒田市議会、酒田市選挙管理委員会、酒田市監査委員、酒田市農業委員会及び酒田市固定資産評価審査委員会に提供する場合又は第4条の利用目的に限り酒田市が提携する事業者を提供する場合以外に第三者に提供することはありません。ただし、次の各号に掲げる場合を除きます。

- (1) ユーザーから第三者に提供することについて事前の同意をいただいている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 業務委託契約に基づいて、ユーザー情報の取扱いの一部又は全部を外部の会社を委託する場合（サーバーへの蔵置及び本サービスの品質を向上する目的で、業務委託先に情報の管理及び分析を委託する場合も含まれます）。この場合、酒田市はユーザー情報の取り扱いに関する契約の締結や委託先においてユーザー情報の安全管理が図られるよう適切に監督します。

(お問い合わせ窓口)

第7条 さかたコンポのユーザー情報取扱いに関するお問い合わせ窓口は、以下のとおりです。

郵便番号：998-8540

住所：山形県酒田市本町二丁目 2-45

担当部署：酒田市企画部企画調整課デジタル変革戦略室

メールアドレス：dx@city.sakata.lg.jp

対応時間：8:30～17:15（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

(同意頂けなかった場合)

第8条 酒田市に対するユーザー情報の提供は任意です。ただし、本サービスをご利用されるあたり、当該情報が正確に入力されない場合又は不足している場合には、本サービスをご利用になれない場合があります。

(ユーザー情報の取扱いの改定)

第9条 酒田市は、ユーザー情報の取扱いについて継続的に改善するため、本規程を変更することがあります。この場合、酒田市が管理する Web サイト上において変更した規程を掲載するものとします。なお、法令上ユーザーの同意が必要となる内容の変更の場合は、ユーザーの同意を得るものとします。

附 則

この規程は、令和5年4月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。